

生産性向上のための IoT・AI 導入支援  
導入コンサルタント業務委託仕様書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社  
総合支援部 総合支援課

## 目次

1	件名 .....	3
2	事業目的 .....	3
3	全体概要 .....	3
4	委託業務詳細 .....	3
5	企画提案 .....	6
6	支払方法 .....	8
7	各業務委託における支払基準 .....	8
8	本委託業務の受託にあたって .....	9
9	受託者の責務 .....	9
10	所有権・著作権の帰属 .....	9
11	再委託の取り扱い .....	10
12	セキュリティポリシー要件 .....	10
13	契約情報の公開 .....	10
14	損害賠償責任 .....	11
15	暴力団等排除に関する特約条項 .....	11
16	その他 .....	11
17	担当 .....	11

# 仕 様 書

## 1 件名

生産性向上のための IoT・AI 導入支援事業 導入コンサルタント業務委託

## 2 事業目的

本事業は、都内中小企業の生産性向上に向けた IoT・AI の活用を促進するとともに、導入過程で必要なコンサルティング支援、IoT・AI 活用人材育成支援を行い、都内中小企業の生産性向上を図ることで、東京の産業基盤強化に繋げることを目的とする。

## 3 全体概要

### (1)委託業務概要

- ア 都内中小企業最大10社（以下、「支援対象企業」という。）を対象とした個別の IoT・AI 導入コンサルティング（以下、「導入コンサルティング」という。）の実施
- イ IoT・AI 活用人材育成支援（以下、「人材育成講座」という。）の実施

### (2)実施スケジュール概要

各委託業務のスケジュールは以下のとおりとする。詳細については、受託者と公社が協議の上決定するものとする。

- ア 導入コンサルティング  
5月上旬より順次受付開始。6月頃4件、7月頃3件、8月頃3件を想定。
- イ IoT・AI 活用人材育成支援  
導入コンサルティング終了後3ヶ月以内を想定。

### (3)委託期間

契約締結後から2019年3月31日（履行完了）まで。

### (4)委託業務の規模

#### ア 導入コンサルティング

委託件数は、最大10社とする。ただし、公社が実施する導入前適正化診断中に確定するため、最大件数に満たない場合がある。最大件数に満たない場合であっても、契約期間の満了をもって、この契約は終了する。なお、この場合であっても、受託者は異議を主張できないものとする。

#### イ 人材育成支援の実施

導入コンサルティングを行った最大10社に対し、導入にあたり必要な知識を与えるため、1社あたり2～3回程度の支援を行う。

## 4 委託業務詳細

### (1)運営体制の整備等

#### ①運営体制の整備

受託者は、契約締結後直ちに、業務の履行に必要な人員を確保し、運営体制を整えること。体制の整備に当たっては、IoT・AI 製品、サービス導入に向けたコンサルティング実績が豊富な業務責任者及び担当者を設置し、業務責任者においては、受託業務全般に係る進捗状況を把握するとともに、公社との連絡窓口として調整を行うこと。

#### ②運営体制報告書の提出

業務責任者、作業体制、連絡体制について、体制整備後速やかに書面により公社に提出すること。なお、運営体制に変更が生じた場合は、速やかに公社に報告すること。

### ③業務スケジュールの提出

受託者は、契約締結後直ちに、業務スケジュールを作成し提出すること。なお、事業の進捗等により業務スケジュールに変更が生じた場合は、速やかに公社に報告すること。

## (2) 導入コンサルティング

受託者は、当事業の目的を十分に理解した上で、以下の要件を取り組み、導入コンサルティング実施内容について企画提案を行うこと。なお、実施内容の決定については、公社と協議の上決定することとする。

### ①支援対象企業

以下、全てに該当しており、公社が実施する専門家派遣により現地診断を行った企業を対象とする。

- ・都内に登記簿上の本店又は支店があり、当該事業所で1年以上事業を継続している者。
- ・次に該当するもので、**大企業が実質的に経営に参画(※1)**していない者。

業種	資本金及び従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※1「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。

### ②支援対象者数

支援対象者数は、以下のとおりとする。

- A IoT・AI 製品、サービス企画提案（最大10社）
- B RFPの作成（最大7社）

### ③募集及び申込み受付

導入コンサルティングの募集及び申込み受付に関する事務は公社が実施する。ただし、受託者は募集に関する広報活動に協力すること。

### ④支援対象企業の決定

支援対象企業を決定する際は、受託者と公社が協議の上決定するものとする。

### ⑤支援対象企業との日程調整

支援対象企業と行う導入コンサルティングの日程調整は、事前に公社と相談したうえ、受託者より支援対象企業に対して行うこととする。

### ⑥実施項目

受託者は、以下A及びBに記載する全ての実施項目を組み込み、支援対象企業の規模、業種、事業実態に合わせた柔軟な対応や、IoT・AI 導入に対する取り組み意欲を喚起する等の工夫を行い実施すること。

## A IoT・AI製品、サービスの企画提案

- (ア) 会社による導入前適正化診断を経て作成した「経営診断カルテ」等の情報を基に、IoT・AI製品、サービスを活用した、課題解決策の企画提案を行うこと。
- (イ) 企画提案を行うにあたり、「経営診断カルテ」等で不足する情報がある場合等、必要に応じて支援対象企業の工場等の現場診断やヒアリングを行うこと。
- (ウ) 支援対象企業に提案する際は、どのような情報（データ）をどのように収集・蓄積・処理し、どのように活用・運用するのかわかりやすく説明すること。なお、説明資料に関しては、支援対象企業に提出すること。
- (エ) 企画提案後、支援対象企業からの質疑に対応すること。

## B RFPの作成

上記、IoT・AI製品、サービス企画提案に対する企業の反応を鑑み、必要に応じて、支援対象企業の要求等を聴取し、RFPの作成を行うこと。RFPの作成にあたり、以下、必要と考える事項を組み込み実施すること。

### (ア) システム要件の抽出

IoT・AIを構成するツールやシステムに対する要件、IoT・AIを導入する目的と目標を達成するためにツールやシステムが有すべき機能要件を抽出すること。

### (イ) システム機能仕様

データを集める、つなげる、活用する、のレイヤーごとに機能・非機能要件を併せた形式で、システムとしての要求事項をまとめること。

### (ウ) 企画提案した製品、サービス情報のとりまとめ

提案した製品・サービスと比較対象となる製品、サービスのパッケージ名、ベンダー情報、主な機能、メリット、デメリット、価格帯等の情報を一覧にまとめること。

### (エ) 必要に応じて、複数のRFP作成

複数のツールやシステムで構成される場合は、個々のツールやシステム単位でRFPを作成し、全体を通してとりまとめを行うこと。

## ⑦完了報告

前項で掲げるA及びBの各業務が完了した場合は、すみやかに完了した業務内容等を記載した業務完了報告書に企業へ提出した資料を添付し、会社に提出すること。なお、業務完了報告書の様式は、下記報告すべき内容を組み込みむものとし、公社と協議の上決定する。

### 【報告すべき内容】

業務NO	該当業務	報告内容
A	IoT・AI 製品・サービスの企画提案	・当該製品・サービスを提案に至った理由 ・提案した際に提示した製品・サービスのプレゼンテーション内容（情報の収集・活用方法、費用対効果 等） ・提案後における支援対象企業の反応
B	RFPの作成	・作成したRFP

### ⑧履行場所

- ・支援対象企業が有する都内事業所等
- ・公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援課

## (3) IoT、AI人材育成支援

受託者は、上記で導入コンサルティングを行った企業に対し、生産現場等でIoT導入・活用を推進するリーダーの技術育成を行う、人材育成講座の実施内容について企画提案を行うこととする。なお、実施内容の決定については、公社と協議の上決定することとする。

### ①事前準備

受託者は、導入コンサルティングを行った企業に対し、必要な人材育成講座の企画提案を行うこと。なお、1社あたり3回を上限とし、1社あたり原則として1回以上行うこと。企画提案内容については、以下の内容例をもとに提案すること。なお、企画内容の決定については、受託者と公社が協議の上決定するものとする。

(内容例)

- ア IoT基礎知識
- イ 開発環境の整備
- ウ プログラミング基礎
- エ IoTセンサー基礎技術
- オ センサープログラミング基礎
- カ データ分析基礎
- キ IoTシステムの構築
- ク AIの基礎
- ケ IoT試作機の作成

### ②事前準備

受託者は、以下すべてを行い、それらに係る一切の費用を負担することとする。ただし、その他必要となる事項については公社と協議の上決定することとする。

- ア 打合せスペースの手配
- イ 必要な備品の調達

### ③履行場所

- ・導入コンサルティングを行った企業所在地
- ・導入コンサルティング受託事業者所在地
- ・公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援課

## 5 企画提案

### (1) 企画提案項目

受託者は、事業目的を勘案した上で、以下の項目について企画提案を行うこと。ただし、その他受託者が必要と考える事項を盛り込み提案すること。

委託業務	提案項目
4-1	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営体制（責任者、担当者、外注者を含めた実施体制） 責任者及び担当者については氏名、類似業務の実績を記載すること。</li><li>・業務スケジュール 各委託業務及び全体のタイムスケジュール</li></ul>

4- (2) -⑥-A	IoT・AI 製品、サービスの企画提案業務 ①提案可能範囲（対応できる課題、業種等） ②以下の事例1、2に対し、それぞれ支援企業及び支援工程を企画提案者が想定の上、以下の提案を中小企業においてS i e r等ではない企業担当者にとってもわかりやすく下記3事項の提案を行うこと ・提案に向けた工程 ・提案までの期間 ・提案内容を含めた提案書のサンプル（10 ページ程度）
4- (2) -⑥-B	R F P 作成業務 ①提案可能範囲（対応できる課題、業種等） ②上記で提案した事例1、2の機器提案に対し、それぞれ支援企業及び支援工程を企画提案者が想定の上、以下の提案を中小企業においてS i e r等ではない企業担当者にとってもわかりやすく下記3事項の提案を行うこと ・提案に向けた工程 ・提案までの期間 ・提案内容を含めたR F Pのサンプル（10 ページ程度）
4- (4)	IoT・AI 人材育成支援 ①これまでの IoT、AI 人材育成支援実績（開催回数、支援社数） ②人材育成支援の企画提案 ・以下の事例1を想定した人材育成支援案（2 パターン程度） ・以下の事例2を想定した人材育成支援案（2 パターン程度）

#### 【事例1】

A社は、成長産業分野の製品である燃料電池に使われる集電材の製造・販売を行っている。この部品は、電気自動車の需要が増加傾向となるなか、業界団体の調査によると年率10%の伸張を予測している。主要取引先からも同様な情報が発信されておりA社に対して、品質向上、短納期対応、生産効率化と歩留り改善によるコスト低減の要求がきている。

しかしA社の生産ラインは電極材の塗装工程がボトルネックとなっており、現状の生産設備では取引先の品質要求を満足させることができず、苦慮している。

このため、更なる発展に向けて塗装の設備投資にIoT、AIの機能も付加し、3,000万円の設備投資を行うことで、品質要求に果敢に挑戦する予定である。その結果、売上10%増加し、純利益も5%伸張すると考えている。また、生産量の増加に伴い、製造部門の新規雇用を3名も予定している。

#### 【事例2】

B財団は、企業の支援を行う団体であり、専門家を41名雇用し、月曜日から金曜日まで年間13,000件の相談に来所または電話で対応している。この財団では、数多くの相談内容をシステムへ入力しているがその相談内容の分析が不十分であり、企業の支援に有効活用できていないことに悩んでいる。なお、毎日専門家は7つのブースにあり、使用しているのは7台の電話とPCである。

そこで、相談内容についてAIを活用して分析を行い、新たな施策提案などに活用するため、3,000万円程度をかけてデータ分析を行いたいと考えている。その結果「企業の課題」と「支援内容」が紐づけられ、専門家による相談内容の標準化及び質の向上が図れるとともに、企業が抱える課題の根本原因を探っていくことで、相談満足度を高めたい。

しかし、市場には様々なAI分析ツールがあるため、どのAIが有効で、AIを活用するためには何が必要なのかまだわかっておらず、また個人情報の取扱いについては十分注意しないといけない。

## (2) 提案方法

### ① 企画提案書

1社1提案とする。厳正な審査を実施するため、応募者名が分かるような表現をしないこと。また、提案書はA4版とする。

### ② 概算見積書

各委託業務に係る明細を作成すること。なお、導入コンサルティングに関しては、各業務1社あたりの金額と総額を算出すること。なお、総額見積金額は9,400,000円(税込)を上限とする。

### ③ 応募に係る経費の負担

この応募に係る経費は応募者の負担とする。また、提案時に提出された企画案、資料等は返却しないものとする。

### ④ 質疑応答

本企画提案に関する質疑は、メールにて質問内容を送付すること。なお、必要に応じ、応募者間で質疑 応答に関する情報を共有する。

### ⑤ 運営者の選定

応募者の中から、優れた提案を行い、それを実現する能力を有すると認められる者を委託業者として選定する。なお、審査内容は非公開とする。

### ⑥ 審査結果の通知

審査後速やかに結果を通知する。

### ⑦ 選定された者の責務

(ア) 選定された者は、別途委託者との間で委託契約を締結する。

(イ) 本委託契約を実施する上で生じる義務(安全確保義務を含む。)及び責任はすべて受託者の負担に おいて措置すること。

(ウ) 選定された者は、本契約の履行にあたり委託者と「個人情報の取り扱いに関する契約」を締結すること。

## (3) 提出書類

(1) 希望表・・・1部(提出が無い場合は提案できないものとする。)

(2) 企画提案書・・・8部

(3) 概算見積書・・・8部

(4) 過去の導入コンサルタント実績・・・8部

## (4) 提出書類の作成要領

(1) 前項の(2)及び(3)を一冊にまとめて、表紙を付けて公社へ提出すること。

(2) 前項の(2)及び(3)のうち、1部には応募者名を表紙に記入し、残り7部には応募者名を記入せずに提出すること。

## 6 支払方法

四半期毎に履行完了確認を行い、当該四半期に関する請求書の受領日から30日以内に指定口座へ振り込む。

## 7 各業務委託における支払基準

### (1) 導入コンサルティング

各業務委託の支払基準は以下のとおりとし、業務完了報告書の提出があった業務に対し、表紙、目次、裏表紙等を除き1枚につき、2万円支払うこととする。ただし、1社あたりの支払額の上限は以下のとおりとする。

業務	支払基準	支払額（税込）
IoT・AI 製品・サービスの企画提案	企画提案に向けた課題の 整理、解決策の提示	18 万円以内
	解決策で利用する製品、サー ビスの企画提案	12 万円以内
R F P の作成	IoT・AI を構成するツールや システムの要件定義作成	50 万円以内
	ツールやシステムの仕様（機 能性能等）作成	20 万円以内

## (2) 人材育成支援

人材育成支援に対する支払基準は、開催した人材育成講座の回数とする。支払額は1回あたり5万円（税込）とすし、1社あたり最大15万円（税込）とする。

## 8 本委託業務の受託にあたって

- (1) 本委託契約は、複数の業務項目があるため、複数単価契約とする。
- (2) 本委託契約は、委託件数や、実施スケジュールなどに流動的な要素が含まれているため、最大件数に満たない場合であっても、契約期間の満了をもってこの契約は終了することとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事案が生じた場合には、公社担当者と協議の上、本業務を履行することとする。

## 9 受託者の責務

### (1) 苦情等の処理

業務実施で生じたトラブルについては、原則受託者が責任を持って対応すること。ただし、対応に当たっては、公社と十分協議を行い、トラブルの解決に努めること。

### (2) 法令等の遵守

受託者は、本契約の履行に当たって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の契約事項に従って処理すること。

### (3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本事業の履行に当たり不正な行為をするなど、公社の信用を失墜する行為を行わないこと。

### (4) 免責等について

本契約を履行するに当たって、受託者の責めに帰すべき事由がなかった場合には、受託者の責任を免除する。

## 10 所有権・著作権の帰属

本委託により受託者が作成した物に係る一切の所有権・著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）については、公社に帰属する。また、受託者は、著作者人格権の行使をしないこと。

なお、支援対象企業毎に作成したRFPの所有権・著作権は、各支援対象企業に帰属する。

## 11 再委託の取り扱い

- (1) 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により公社と協議し、承認を得た事項については、この限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 12 セキュリティポリシー要件

受託者は、本委託業務の受託にあたり、以下に定める情報セキュリティに係る事項を遵守すること。

- (1) 本委託業務の履行にあたって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成 2 年東京都条例第 113 号）を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、第三者に外注・再委託する場合、再委託の内容、再委託先及びその責任者、作業者、作業場所、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等、その外公社の要求する事項について文書で提出し、あらかじめ公社の承諾を得ること。
- (3) 本委託業務の内容及び本委託業務の履行により知り得た内容について、目的外使用及び第三者への提供を行ってはならない。
- (4) 本委託業務の履行にあたっては、受託者自身が提案した実施手順・実施計画等を遵守し、委託者に提供するサービスの内容及びレベルを保証すること。
- (5) 本委託業務に携わる人材に対し、適切な教育を実施すること。
- (6) 本委託業務に係る定期報告及び緊急時報告を必ず行うこと。  
本委託業務終了時には、取得した情報資産の返還及び廃棄等を適切に行うこと。ただし、印刷物の刷版等、本委託事業終了後に増刷の可能性があるコンテンツに係る情報資産の一部については、委託者の求めに応じて適切に保管すること。
- (7) 委託者又はシステム管理者による監査、点検、検査の要請があった場合、これに協力すること。
- (8) 本要件が遵守されず、情報セキュリティ事故が発生した場合、受託者は委託者に対し損害賠償等の義務を負うこと。また、委託者は情報セキュリティ事故発生時の事故内容、事業者名等の公表を行うことができる。

## 13 契約情報の公開

公益財団法人 東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

### (1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

### (2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。  
なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後 14 日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができる。

## 14 損害賠償責任

受託者及び業務従事者が、故意又は過失により、公社又は第三者に損害を与えた場合、公社の責に帰する場合の外は、その賠償責任を負うこととする。

また、公社が賠償責任を負った場合で、受託者側の責任も認められる場合には、公社は求償権を行使することができる。

## 15 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約事項については別紙のとおり。

## 16 その他

- (1) この仕様書及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度公社と協議し処理する。
- (2) 応募に係る経費については応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 契約金額には、本仕様書に特に定めるもののほか、本業務の執行に必要となる一切の経費を含む。
- (4) 常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

## 17 担当

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援課

電話 03-3251-7881 Email [sien@tokyo-kosha.or.jp](mailto:sien@tokyo-kosha.or.jp)

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。